報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年３月 31 日

電気通信事業法に基づく特定電気通信設備の指定に関する告示の一部改正案についての意見募集の結果及び当該告示の一部改正

総務省は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づく特定電気通信設備の指定に関する告示の一部改正案について、令和８年２月７日（土）から同年３月９日（月）までの間、意見募集を行ったところ、意見の提出はありませんでした。

１　概要

電気通信事業法では、公正競争の促進等の観点から、第一種・第二種指定電気通信設備設置者又はそのグループ会社が、グループ外の「特定電気通信設備」の設置者と合併等を行う場合には、同法第 12 条の２の規定に基づき、合併等の事由が生じた日から３か月以内に登録の更新を受けなかったときはその効力を失うとされています。

本件は、令和６年度における設備の設置状況を踏まえ、電気通信事業法に基づく特定電気通信設備の指定に関する告示の一部改正を行うものです（別紙）。

２　意見募集の結果

当該告示の改正について、令和８年２月７日（土）から同年３月９日（月）までの間、意見募集を行ったところ、意見の提出はありませんでした。

３　告示の公布・施行について

当該告示については、本日、公布・施行されました。

〈関係報道資料〉

○　電気通信事業法に基づく特定電気通信設備の指定に関する告示の一部改正案についての意見募集（令和８年２月６日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000580.html

連絡先
総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課
担　当：佐藤統括補佐、大谷係長、鶴見官
住　所：〒100-8926
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎２号館
電　話：（代表）03-5253-5111
：（直通）03-5253-5836
E-mail：jigyou-seido_atmark_ml.soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際には、「@」に変更してください。